

議案第 21 号

三朝町医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町医療費助成条例(昭和57年三朝町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
三朝町 <u>心身障害者</u> 医療費助成条例  (目的) 第1条 この条例は、 <u>心身障害児者</u> の医療費を助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進することを目的とする。	三朝町医療費助成条例  (目的) 第1条 この条例は、 <u>心身障害者その他特に医療費の助成を必要とする者</u> の医療費を助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者のうち、町内に住所を有する者（ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者を除く。）及び国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされた者であって、医療を受ける者の属する世帯の生計を主として維持する者が、当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月又は5月の場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による町民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）が課されない者又は三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）で定めるところにより町民税を免除された者（当該町民税の賦課期日において町内に住所を有しない者を除く。）である場合をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の給付を受ける者、次項に規定する社会保険各法の規定による高齢受給者証を交付されている者及び三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）第2条第1項の規定により助成を受ける者を除く。

(1) 略

(2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と

(定義)

第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者のうち、町内に住所を有する者（ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者を除く。）及び国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされた者であって、医療を受ける者の属する世帯の生計を主として維持する者が、当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月又は5月の場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による町民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）が課されない者又は三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）で定めるところにより町税を免除された者（当該町民税の賦課期日において町内に住所を有しない者を除く。）である場合をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者、老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条による医療の給付を受ける者及び三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）第2条第1項の規定により助成を受ける者を除く。

(1) 略

(2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と

判定された者で、重度以外の知的障害者（障害の程度の欄にBと記載されている療育手帳の所持者）

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者福祉手帳に精神障害の程度が2級である者として記載されている者

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。

- (1)～(5) 略  
(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

3 略

(助成)

第3条 町長は、医療費受給者が療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用のうち社会保険各法その他の法令により、被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に規定する附加給付金として給付される附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、入院時の生活療養に係る費用及び入院時の食事療養に係る費用並びに社会保険各法等以外の要綱、要領等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合にあつては、当該給付の額に相当する額を除く。以下「医療費」という。）の2分の1の額を助成する。

2 略

(助成方法)

第4条 医療費の助成は、療養又は医

判定された者で、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により療育手帳の交付を受けた者

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者

(4) 6歳未満の児童

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。

- (1)～(5) 略  
(6) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）

3 略

(助成)

第3条 町長は、医療費受給者が療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用のうち社会保険各法その他の法令により、被保険者等が負担することとなる医療費（社会保険各法に規定する附加給付金があるときは当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、所得が低額であることその他の事情を斟酌して規則で定める者以外の者が病院、医院若しくは診療所（以下「病院等」という。）に入院している場合にあつては、入院時の食事療養に係る費用を除くものとする。）の2分の1の額を助成する。

2 略

(助成方法)

第4条 医療費の助成は、療養又は医

療を受けた病院、診療所及び薬局の発行する被保険者等の支払った医療費の領収書に基づいて、被保険者等に支払うことにより行う。

(医療費の助成の申請)

第5条 前条の規定により医療費の助成を受けようとする者は、心身障害者医療費助成申請書に支払った医療費の領収書その他規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。

療を受けた病院等の発行する被保険者等の支払った医療費の領収書に基づいて、被保険者等に支払うことにより行う。

(医療費助成金の請求)

第5条 前条の規定により医療費の助成を受けようとする者は、医療費助成金請求書に支払った医療費の領収書その他規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三朝町医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養又は医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。